

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）は、健康の維持増進及び疾病予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日以降に、スイッチOTC医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品）を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができるものです。

1 セルフメディケーション税制について

セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設について

①概要

適切な健康管理の下に医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の保持増進及び疾病の予防への取組として**一定の取組（*1）**を行う個人が、平成29年1月1日から令和8年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った場合、その各年中に支払ったその対価の合計が12,000円を超える時は、その超える部分の合計（上限金額88,000円）について、その年の総所得金額から控除できます。

（*1）予防接種・がん検診・定期健康診断・特定健康診査・人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診（検診）の受診

【注意】

本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができません。

②対象となる医薬品

主に医療用から転用された特定成分を含む医薬品ですが、全てが対象ではありません。薬局やドラッグストアで購入が可能ですが、制度の対象となる商品には下のマークがついています。

セルフメディケーション

税 控除 対象

対象例： かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬のうち上記マークが記載されているものが対象です。

（*）厚生労働省のホームページ対象品目一覧についてをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>

2 健康の保持増進及び疾病の予防の取組の証明方法

この制度を利用するためには、その年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組（一定の取組）を行い、確定申告をしてください。一定の取組に関する書類の確定申告書への添付や確定申告の際の提示は必要ありませんが、明細書の記入内容の確認のため税務署から求められる場合がありますので、確定申告期限等から5年間ご自宅で保管してください。必要書類については、厚生労働省のホームページ【「一定の取組」の証明方法について】をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>

*チャートで別途証明が必要とされる場合は、郵送もしくはFAXにて「証明依頼書」を東京都弁護士国民健康保険組合にご依頼ください。